

Q&A

Q 自らの意思で契約ができる人とはどんな人ですか？

A 本事業を利用するには練馬区社会福祉協議会と契約を締結していただきます。この契約の内容を理解して自分自身で判断できる能力がある人です。

Q 遺言執行者は誰に依頼すればよいですか？

A 遺言執行者は、遺言者であるご本人の意思を正確かつ確実に実現するために重要な役割を担います。また、本事業の担当者との綿密な連携や、相続財産（預貯金、不動産など）の処分には、専門的な知識と経験が必要となります。そのため、弁護士や司法書士などの専門家を遺言執行者として指定していただくことを基本としており、公正証書遺言の作成支援を含め、これらの専門家をご紹介します。

Q 「入退院等サポート」、「賃貸住宅の手続きサポート」だけの契約はできますか？

A 「入退院等サポート」、「賃貸住宅の手続きサポート」だけの契約はできません。基本サービスとのセットでの契約となります。

Q 引越しや入院をしたらどうなりますか？

A 練馬区に戻る見込みがない場合は解約となることがあります。近隣市区町村へのお引越しについてはご相談ください。

Q 解約はできますか？その場合預託金はどうなりますか？

A ご本人からの申し出により解約可能です。解約した場合、お預かりしている預託金の残額は全額返金します。

Q 身元保証は対応していますか？

A 本事業では、身元保証は行いません。

練馬区

終身サポート事業

そなえ・あんしん 365



社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター
ほっとサポートねりま

<https://www.neri-shakyo.com/department/kenri>



相談受付時間

月～金 9:00～17:00
(祝祭日・年末年始を除く)

電話

03-6914-7171

FAX

03-3994-1224

住所

〒176-0012 練馬区豊玉北5-14-6
新練馬ビル5階



終活相談から死後手続きまでを
一体的に支援する事業です。



練馬区社会福祉協議会
キャラクター
ねりま

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会
権利擁護センター ほっとサポートねりま

対象となる人

以下のすべてに当てはまる人が対象です。

- 1 高齢者（65歳以上）または障害者等で、身近に頼れる親族がいない人
- 2 練馬区に住民票があり、実際に練馬区内に居住している人
- 3 事業内容や契約内容を理解し、自らの意思で契約できる人
- 4 住民税非課税世帯、または課税総所得額160万円以下で、流動資産（預貯金、有価証券等）が2,000万円以下かつ契約時に必要な資力を有する人
- 5 負債がないこと（住宅ローンを除く）
- 6 生活保護を受給していないこと
- 7 入院費等の支払いや葬儀、納骨、家財処分に必要な預託金を一括で収めることができる人
- 8 本人または同居者が暴力団員ではないこと

相談からサービス利用のイメージ



※1 練馬区終活情報登録事業への登録が必要です。

※2 公正証書遺言で遺言執行者、および死後事務の一部を専門職に定める必要があります。

サービス内容・費用

公正証書遺言等の作成費用

専門職の報酬、公証役場での作成料が必要になります。

サービス名	支援内容	利用料	預託金
基本サービス 必須	見守りサービス	無料	なし
	死後の手続きサービス	無料	葬儀、納骨、家財処分 30万円～ (家財処分については部屋の広さ等に応じた必要額)
選択サービス	入退院等サポート	1時間3,000円 + 30分ごとに 1,000円加算 上限は1日1万円	20万円～
	賃貸住宅の手続きサポート	なし	なし

※要件により公正証書遺言等の作成料の助成と、利用料の減免があります。